


むつ市
ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年4月
むつ市 財務部 施設経営課



目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1.趣旨 | 1 |
| 2.ネーミングライツ導入の目的 | 1 |
| 3.ネーミングライツ事業の概要 | 1 |
| 4.ネーミングライツパートナーの募集方法 | 1 |
| 5.事業の流れ | 2 |
| 6.特定募集型の対象施設の選定 | 2 |
| 7.ネーミングライツの対価 | 2 |
| 8.契約期間 | 3 |
| 9.愛称 | 3 |
| 10.ネーミングライツパートナーにおける事業効果 | 4 |
| 11.ネーミングライツパートナーの募集 | 4 |
| 12.ネーミングライツパートナーの選定方法等 | 5 |
| 13.ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結 | 6 |
| 14.ネーミングライツ導入に伴う費用負担 | 6 |
| 15.契約の解除 | 6 |
| 16.契約期間の満了 | 7 |
| 17.指定管理者制度導入施設等に係る留意点 | 7 |
| 18.その他 | 7 |
| 19.問い合わせ先 | 7 |
| 別紙1 ネーミングライツ導入手続の流れ | 8 |
| 別紙2 ネーミングライツ導入事務分担表 | 9 |

1. 趣旨

このガイドラインは、市が保有する公共施設及び公共土木施設(以下「公共施設等」という。)において、条例等に定める施設の名称(以下「条例上の名称」という。)に代えて愛称を命名する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を与えて対価を得る事業の適切な運用を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

ネーミングライツの導入に当たっては、本ガイドラインのほか、むつ市広告掲載実施要綱(平成19年むつ市告示第40号)及びむつ市広告掲載実施基準(平成19年3月制定)に基づいて行うものとします。

2. ネーミングライツ導入の目的

民間企業等への広告の機会を拡大するとともに、公共施設等の有効活用と市の新たな財源の確保による持続可能な施設運営を進めることにより、施設の魅力向上及び良好な公共サービスの継続的な提供を図るものです。

3. ネーミングライツ事業の概要

ネーミングライツ事業(以下「本事業」という。)とは、市との契約により、公共施設等に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間企業等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)からその対価を得るものです。

本事業により市が得た対価については、原則として、当該施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることとします。

なお、本事業により愛称が付与された場合においても、条例上の名称は変更しないこととしますが、市は、ホームページや広報紙等において、積極的に愛称を使用することとします。ただし、必要に応じて、愛称と条例上の名称の併記や、条例上の名称のみを使用したりすることも可能とします。

4. ネーミングライツパートナーの募集方法

(1) 特定募集型

市が選定した特定の公共施設等について、希望する対価の額、契約期間、愛称付与の条件等を付した上で、ネーミングライツパートナーを募集します。

(2) 提案募集型

本事業の実施を希望する公共施設等について、民間企業等からの提案を募集します。ただし、特定募集型による募集が行われていない施設に限ります。

5. 事業の流れ(別紙1参照)

(1) 特定募集型

- ア 対象施設及び募集条件(対価の額、契約期間、愛称付与の条件等)の決定
- イ 募集要項の公表
- ウ ネーミングライツパートナーの募集
- エ 審査による優先交渉権者の決定
- オ 優先交渉権者との協議
- カ ネーミングライツパートナーの決定
- キ 契約の締結
- ク 施設表示等の変更
- ケ 愛称の使用開始

(2) 提案募集型

- ア 募集要項の公表
- イ 提案の募集
- ウ 審査による提案採否の決定
- エ 提案採用者との協議
- オ ネーミングライツパートナーの決定
- カ 契約の締結
- キ 施設表示等の変更
- ク 愛称の使用開始

6. 特定募集型の対象施設の選定

- (1) 特定募集型の対象とする施設は、施設の性格、利用者数、メディアに取り上げられる頻度及びイベントの開催状況等を参考に、総合的に検討して選定します。
- (2) 施設の一部に限定して募集を行うこともできます。(例:むつ運動公園のうち野球場)
- (3) 施設名称の設定に特段の経緯があるものや、施設の性格上、愛称を付与することが適当でない判断するものは、本事業の対象外とします。(例:市役所庁舎、学校施設、消防施設、公営住宅、既に愛称が付与されている施設等)

7. ネーミングライツの対価

- (1) ネーミングライツパートナーから得る対価の額は、当該施設の維持管理及び運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、他自治体の事例等を参考に、広告媒体としての価値を総合的に検討し、最低価格又は希望価格として設定します。
- (2) ネーミングライツの対価は、金銭ではなく、役務の提供(施設で利用可能な商品の提供、施設の維持管理業務の提供、設備のグレードアップ等)とすることもできます。その場合、提供する役務を金銭に換算した場合の根拠資料を提出していただくこととします。
- (3) 応募者は、広告価値等を見定めた上で、希望するネーミングライツの対価を提案することとします。
- (4) ネーミングライツ料が金銭の場合の支払時期は、原則として、毎年度の年度当初とします。

8. 契約期間

(1) 特定募集型

原則として、3年以上とし、施設の性格等を考慮して市が希望する期間を設定します。なお、指定管理者制度やPFI事業等により民間事業者が施設の管理運営に関わっている施設（以下「指定管理者制度等導入施設」という。）については、指定管理期間等を考慮して設定します。

(2) 提案募集型

原則として、3年以上を希望することとしますが、応募者からの提案によることとします。

なお、指定管理者制度等導入施設については、指定管理期間等を考慮して設定します。

9. 愛称

(1) 愛称付与の条件

ア 公共の施設にふさわしいものとして、公序良俗及び市民福祉の理念に沿うものであって、市民に不利益を与えないものであるとともに、親しみやすさ、呼びやすさ等、市民や施設利用者等の理解が得られるものとしします。

イ 施設等の特性に応じて、特定の地名やキーワードを含める等、各施設の用途がわかりやすいものとするため、市は希望する条件を設定できることとします。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 政治性又は宗教性のあるもの

エ 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの

オ 美観風致を害するおそれがあるもの

カ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

キ 市税等の滞納のある者の宣伝に係るもの

ク その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。

ただし、契約期間内において、当該愛称の内容が、使用を禁止する愛称に該当することとなった場合は、当該愛称の変更を求め、又は当該愛称の使用を中止するものとしします。

10. ネーミングライツパートナーにおける事業効果

(1) PR効果

企業名や商品名等を冠した愛称を、施設や案内サインに掲示できるほか、市でもホームページや広報紙等で積極的に愛称を使用することにより、企業名や商品名等のPR効果が期待できます。また、ネーミングライツの対価として商品の提供を行う場合は、施設利用者への商品のPR効果が期待できます。

(2) 企業等のイメージアップ効果

ネーミングライツパートナーとして地域の活性化等に貢献していることをPRすることができ、企業等のイメージアップ効果が期待できます。

(3) 特典(パートナーメリット)

ネーミングライツパートナーに対し、施設の使用や施設内での商品PR等の特典(以下「パートナーメリット」という。)を与えることができます。応募者は、希望するパートナーメリットを提案することとし、内容については、むつ市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)での審査を経て、契約書等において定めることとします。

なお、希望するパートナーメリットが契約の条件である場合には、提案の段階でお知らせいただきます。

11. ネーミングライツパートナーの募集

(1) 募集の周知方法

ネーミングライツパートナーの募集は、ホームページ及び広報紙への掲載により募集の周知を行うこととします。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人格を有する者とし、個人及び次の事項に該当する業種又は事業者は、応募することができません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条により、風俗営業と規定される業種又は風俗営業に類すると認められる業種
- イ 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業とされる業種
- ウ 商品先物取引に関する業種
- エ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続若しくは破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- キ 法人税、所得税、消費税又は市町村税の滞納がある者
- ク 国、当市その他の地方公共団体又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人等から指名停止措置を受けている者
- ケ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしていると認められる業種や事業者
- コ その他、市有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められる者

(3) 費用負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

(4) 募集要項

募集にあたっては、応募に必要な事項を記載した募集要項を定めます。募集要項では、応募方法や選定手続等をあらかじめ公表し、選定過程の透明性の確保に努めます。

(5) 募集期間

特定募集型については、原則として15日以上、質問受付期間及び20日以上、申込期間を設定することとします。また、提案募集型については、公平性と競争性を確保するとともに事務の効率化を図るため、特定募集型と同じ期間を設定することとします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

特定募集型については、募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度公募を実施するか又は公募を取りやめることとします。

12. ネーミングライツパートナーの選定方法等

(1) 審査委員会

財務部を所管する副市長、総務部長、政策推進部長、財務部長、まちづくり推進部長、企画課長、財政課長及びネーミングライツ事業の対象となる公共施設等を所管する部長（当該財産が分庁舎の所管である場合は当該分庁舎の所長及び本庁舎の関係部長）で組織する「むつ市ネーミングライツ審査委員会」において、総合的な審査を行うこととします。

ア 特定募集型で応募があった場合、応募者から提案された愛称、契約金額、契約期間、その他の提案内容等を審査し、優先交渉権者の選定を行います。なお、1つの施設に対して複数の応募があった場合には、優先交渉権者を選定するとともに、次点以下の交渉順位についても決定することとします。また、応募者が1者の場合でも、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいかの審査を行います。

イ 提案募集型で提案があった場合、提案採否の決定を行います。

(2) 審査基準等

以下の審査項目及び審査の視点を踏まえ、評価を行います。なお、審査の詳細及び配点等については、審査委員会で決定します。

| No. | 審査項目 | 審査の視点 |
|-----|-------------|---|
| 1 | 応募者 | ・応募資格を満たしているか ・財務状況及び経営状況は安定しているか |
| 2 | 愛称 | ・愛称付与の条件に合っているか ・親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ ・施設の管理運営に支障が生じないか ・施設のイメージと合っているか |
| 3 | ネーミングライツの対価 | ・実現可能な対価か ・市の希望に応じた対価か |
| 4 | 契約期間 | ・安定して運用可能な期間か ・市の希望に応じた期間か |
| 5 | パートナーメリット | ・提案内容が妥当か |

(3) 審査結果の通知及び公表

審査後、全ての応募者・提案者に文書で通知するとともに、ホームページで公表します。

13. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

特定募集型における優先交渉権者及び提案募集型における提案採用者については、市との協議が調った場合、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、決定したネーミングライツパートナーは、当該民間企業等の名称、施設の愛称、ネーミングライツの対価、契約期間等をホームページ及び広報紙により公表します。

14. ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次によるものとし、ネーミングライツ料とは別負担となります。なお、詳細については、双方協議の上、契約書等において定めます。

| 区 分 | 市 (指定管理者含む) | ネーミングライツ パートナー |
|---|----------------|-------------------|
| 敷地内外の看板等の表示変更※1 | | ○ |
| ネーミングライツパートナーが変更・新設した看板等の維持管理 | | ○ |
| 契約期間終了後の原状回復 | | ○ |
| 市(指定管理者含む)のパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更※2 | ○ | |

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議の上決定することとします。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定することとします。

15. 契約の解除

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約書に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、月割り(1月に満たない場合は1月とする。)による計算の上、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

なお、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

また、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たずに契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

16. 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、愛称の浸透度や愛称を使用したことによる影響等を総合的に検証し、本事業の継続実施の可否を判断することとします。

なお、本事業を継続実施することとした場合、愛称が変更となることによる市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として現ネーミングライツパートナーと事前協議の上、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とするものとします。

17. 指定管理者制度等導入施設に係る留意点

指定管理者制度等導入施設については、以下の点に留意することとします。

(1) 対象施設の決定

市は、ネーミングライツの導入に関して、当該事業者から意見や要望などを聴取した上で、導入の可否を決定することとします。

(2) 優先交渉権者への選定

市は、ネーミングライツパートナーの募集に対し、当該事業者が応募した場合は、審査委員会へ付した上で、当該事業者を優先交渉権者として決定できることとします。

(3) 費用負担

当該事業者がネーミングライツパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は管理経費としてはみなさないこととします。また、当該事業者とネーミングライツパートナーが異なる場合で、第14の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、原則としてネーミングライツパートナーが負担することとします。

(4) その他

指定管理者制度等導入施設にネーミングライツが導入され、当該事業者とネーミングライツパートナーが異なる場合には、ネーミングライツパートナー、当該事業者及び市の3者は、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

18. その他

本ガイドラインは、運用状況その他の状況に応じ、適宜修正を行うこととします。

また、ネーミングライツに関することで、本ガイドライン以外に必要な事項は、別に定めることとします。

なお、むつ市教育委員会事務局及びむつ市公営企業局で本事業を実施する場合には、本ガイドラインに準じて行うこととします。

19. 問い合わせ先

むつ市 財務部 施設経営課 ネーミングライツ事業担当

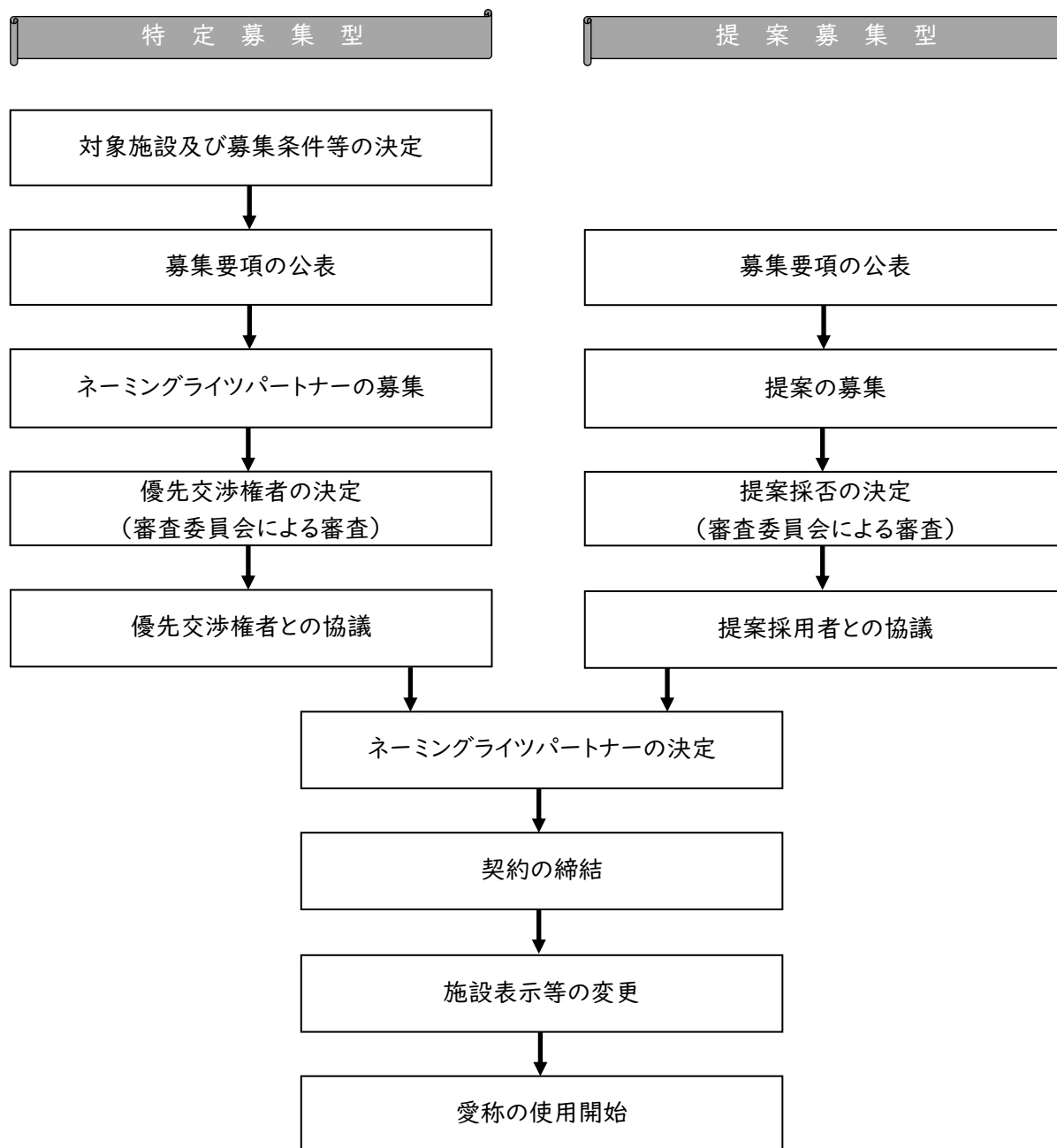
住 所： 〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

T E L： 0175-22-1111(内線2186)

E-mail： shisetsukeiei@city.mutsu.lg.jp

(別紙1)

ネーミングライツ導入手続の流れ



(別紙2)

ネーミングライツ導入事務分担表

【特定募集型】

| 事務内容 | 所 管 課 | 施設経営課 |
|------|---------------------------------|--|
| 導入検討 | ②対象施設、愛称付与条件等の検討、 指定管理者との協議等 | ①検討依頼 ③市長・副市長協議 |
| 公募 | ⑦質問への回答(施設に関する事) | ④広報むつ記事掲載依頼※ ⑤募集要項作成※ ⑥質問受付※ ⑦質問への回答※ ⑧申込書類受付※ |
| 審査 | ⑨審査委員会 | ⑨審査委員会 ⑩審査結果通知※ |
| 契約 | ⑪優先交渉権者との協議 | ⑪優先交渉権者との協議 ⑫市長報告 ⑬契約締結※ |

【提案募集型】

| 事務内容 | 所 管 課 | 施設経営課 |
|------|------------------|---|
| 公募 | ③質問への回答(施設に関する事) | ①募集要項作成 ②質問受付※ ③質問への回答※ ④申込書類受付※ |
| 審査 | ⑤審査委員会 | ⑤審査委員会 ⑥審査結果通知※ |
| 契約 | ⑦提案採用者との協議 | ⑦提案採用者との協議 ⑧市長報告 ⑨契約締結※ |

○上表の「※」印を付した項目は、所管課への合議を行うこととします。